

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称	大 阪 府 西 堺 警 察 署 協 議 会	
開催日時	令和5年6月5日（月） 午前10時10分から 午前11時15分までの間	
開催場所	大阪府西堺警察署 講堂	
出席者	委員	駒谷会長 井上副会長 上田（恵）委員 桑田委員 小林委員 上田（光）委員 高槻委員 古澤委員
	警察	署長 副署長 総務課長 留置管理課長 会計課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 警察署犯罪抑止戦略官（刑事課長代理）
議事概要	<p>1 会長挨拶</p> <p>先日、台風による大雨の中、堺市西区の交差点等で交通整理をされていた皆様の姿を拝見し、非常に地道な活動をされていました。</p> <p>未然に事故、犯罪が起こらないよう、このような地道な活動、これは私たちにとっては何てことはない活動と思われませんが、すごい大切な活動で、事故も犯罪もなくここまでできているという普通のこと、すごい大切なことであると思っています。</p> <p>また、近年、一例ですがSNS普及等便利な反面、犯罪の質が変わりつつあり、普段の活動が幅広く多岐にわたっているかと思っており、課題の一つとしまして、未然に、犯罪や事故等の見守り活動を地域と一体となってやっていくことが我々にとって、使命であるというか任務であるというか、地道な活動が花開けばいいなと思います。</p> <p>その他、警察における課題は山積していると思います。</p> <p>例えば、自転車のことでの法整備等、時代が変われば内容も変わってきます。</p> <p>これも法整備と同時に、我々が活動、行動、認知、周知をしていかなければならない。</p> <p>短い挨拶ではございますが、今後、有意義な会にしていけたらと思います。</p> <p>2 新委員挨拶</p> <p>このような役を頂戴しまして、地域のために何ができるかまだまだ分かりませんが、たくさんのご意見を学ばしていただきまして、身近な家</p>	

族、スタッフなどに学びを伝えて行けたら幸いです。

3 署長挨拶

今年度第1回目の警察署協議会の開催にあたり、新会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、何かと御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、平素は私どもの様々な活動に、御協力・御尽力を賜りまして、改めてこの場をお借りしてお礼申し上げます。

年3回開催される警察署協議会では、各委員により、その地域における安全に関する問題について、住民の方の意向を代表して、意見・要望を表明していただき、また警察署長が警察署の業務運営状況等を説明する等して、委員を通じて地域住民に理解と協力を求める会議となっています。

警察と住民の皆様とが相互に理解を深めることが警察署協議会の運営の基本であり、市民の皆様の、とりわけ西堺警察署協議会委員の皆様の理解と協力が不可欠だと感じております。

西堺警察署と住民の皆様とが一体となって、「安全安心なまちづくり」に取り組めるよう、この協議会が、その橋渡しとなることを願いまして、私の挨拶とさせていただきます。

4 業務取組及び各種対策等の説明

(1) 地域課

- ・ 少年を巡る問題と対策について

(2) 生活安全課

- ・ 特殊詐欺の現状と対策について

(3) 刑事課

- ・ 管内における犯罪発生状況について

(4) 交通課

- ・ 令和5年4月末現在の管内における交通事故状況及び事故防止に向けた取組について
- ・ 自転車のヘルメット着用について

(5) 警備課

- ・ 南海トラフ大地震発生時の懸案及び避難経路の確保等について
- ・ G7サミット（大阪・堺貿易大臣会合）について

5 質問事項

(1) 交通指導取締りの強化について

【委員】

堺鳳南町3丁にある交差点に、JR鳳駅に向かって自動車、自転車、歩行者レーンを設けていますが、特に午後から夕方にかけて、また、週末や休日に交通マナー違反をする方が多く感じます。

パトロールを検討して欲しいです。

【警察】

御質問のあった道路は、JR鳳駅へのアクセス道路になっているこ

とから、朝夕の通勤時間帯は駅を利用する多くの自転車、歩行者が通行しており、日中も交通量の多い道路です。

当署としましては、これまで歩行者の保護誘導活動や、歩行者妨害の取締り、また自転車に対する指導取締りを実施しています。

また、自動車に対してもスピード取締りを定期的実施する等、交通ルールの遵守、交通事故防止のための活動を推進しております。

今回の『特に午後から夕方にかけてと週末祝日等』という御指摘の時間帯について、先説明の取締りや保護誘導活動を強化推進していきますので御理解をお願い致します。

(2) カーブミラーの設置について

【委員】

鳳駅、南一番踏切近くの交差点ですが、歩行者が見えやすいようにミラーをつけていただくことは可能でしょうか。

【警察】

道路交通法による交通規制を担保するための標識や標示については警察が設置しますが、法の規制の区分にならない交差点ミラーなどの交通安全施設については、道路管理者すなわち堺市が設置することとなります。

堺市に確認したところ、交差点ミラーは『細街路の十字路等の安全確認がしにくい交差点に設置するのが原則』とのことです。

御指摘の交差点は、主道路が片側一車線で歩道も併設された幅員約18メートルの道路で、踏切側から交わる従道路には一時停止の交通規制と標識、停止線も設置され、停止して歩道の安全確認をすべき交差点になります。

また、ミラーを設置することでミラーに頼ってしまい実際の自転車や歩行者を見落とすおそれもあり、設置は難しいとのことです。

通られる際はドライバーの目でしっかり確認していただくということで御理解をお願い致します。

(3) 集合住宅における人身関連犯罪について

【委員】

本年1月、当時33歳の男が集合住宅で隣人同士であった63歳の男性を暴力的に支配し、現金等を搾取したうえ、結果、暴行死させた事件で、容疑者の被害者への粗暴な振る舞いは周囲で何度も目撃され、他の住人に対しても高圧的な態度であったと聞いています。

そこで、このような事件が起こる前に、警察がマーク等して未然に防げなかったのでしょうか。

また、目撃者も警察に通報するのは勇気がいるので、犯人に知られないような方法で情報提供ができないのでしょうか。

【警察】

警察の業務のひとつとして、不審者又は粗暴な人物の情報があれば「広聴相談カード」を作成するとともに、事件性のあるものは積極的に事件化を図っています。

また、申出者（当事者）が事件化を望まない場合でも、パトロールを強化して「見せる警戒」を実施したり、申出者と連絡を取り合う等して不安を取り除くような対応をしています。

議 事 概 要

更に「110番登録制度」というものがあり、これはその登録者が110番をすると、詳細を聞かずとも、十分な体制を準備した上で警察官を急行させることができるシステムです。

御質問の、「事件発生前からマークして未然に防止する」ことは難しいですが、相談を受けた段階で、例えば相手が押しかけてきた場合にはすぐに110番通報する等の具体的な防犯指導を行ったり、110番登録制度の活用、防犯ブザーの配布や、場合によってはシェルターなどへの避難措置も行っています。

次に二つ目の「目撃者も警察に通報するのは勇気がいるので、犯人に知られないような情報共有ができないのか」という御質問です。

情報提供の手段としては、電話か直接来署される場合がほとんどですが、最近では大阪府警本部のホームページからメールで情報提供することも可能となっており、またその際も匿名でも構いません。

(4) 【委員】

拾得物に関して、巡回中の警察官に受理してもらえないでしょうか。

【警察】

落とし物に関してパトロール中の警察官が受理出来ないのは、事案があれば現場へ向かわなければならない等の理由で、大切な拾得物を確実に保管・管理できないということが理由です。

拾得物に関しては、本署や交番に届け出た場合、会計課の金庫に保管、交番では施錠設備のある場所で大切に保管しています。

拾得物の紛失防止を第一に考えておりますので、御理解ください。